

# 防犯灯修繕申込書 (撤去)

(提出先)

川越市長 川合善明

(申請者)

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

1. 撤去場所 川越市 \_\_\_\_\_
2. 撤去箇所 ( 電柱 小柱 ) 電柱番号 \_\_\_\_\_  
○で囲む (例 神明—124)
3. ~~破損状況 (下記のいずれかに○をつけて、状況を具体的に記入してください。)~~  
~~(ア) 器具が破損している。 \_\_\_\_\_ カバー脱落 ・ 自動点滅器故障 \_\_\_\_\_~~  
~~\_\_\_\_\_ その他 ( \_\_\_\_\_ )~~  
~~(イ) 小柱が破損している。 ( \_\_\_\_\_ )~~  
~~(ウ) その他 ( \_\_\_\_\_ )~~
4. 撤去場所見取図 (必ず目標となるものを記入してください。)

北

別紙にて地図等を添付していただいても結構です。

## 【防犯灯の管理に係る留意事項】

### 1. 防犯灯の管理

各自治会において維持管理することになっております。

#### ① 消耗品の交換等

防犯灯の器具・小柱の目視等による確認作業、LED型以外の防犯灯の消耗品の交換等の費用及び電気料は、各自治会にお願いしています。

#### ② 器具等の修繕

器具の故障や小柱の破損等については、本市の予算の範囲内で修繕しますので、様式第2号「防犯灯修繕申込書」に必要事項を記入のうえ防犯・交通安全課へ提出してください。

なお、小柱の交換修繕等については、近隣に電柱がある場合は、器具本体を電柱へ移設することも踏まえたうえで検討してください。

また、防犯灯の移設を希望する場合についても同様に様式第2号を使用しますが、修繕場所見取図の欄に移設元と移設先の住所及び電柱番号等を記入のうえ提出してください。

さらに、整備個所が私有地の場合、電柱取付型、小柱型を問わず、必ず地権者の方と事前に協議をお願いいたします。

#### ③ 防犯灯電気料補助

本市では、電気料の2分の1を限度として、予算の範囲内で補助しています。

なお、補助金申請の手続き（領収書添付）については、別途防犯・交通安全課からお知らせいたします。

\* なお、自治会内の防犯灯で、年度途中に、自治会予算で独自に設置する場合、開発業者等から寄贈を受ける場合及び他の自治会等へ移管する場合には、その都度、事前に防犯・交通安全課へご相談ください。

### 2. 申込書の提出先

川越市役所 防犯・交通安全課（市役所本庁舎3階）

※ FAX、メールや最寄りの市民センターでの提出も可とします。

（川越市役所 防犯・交通安全課 防犯推進担当）  
TEL049-224-5721（直通） Fax049-224-6705  
アドレス bohankotsu★city.kawagoe.lg.jp  
（@を★に置き換えています）